※「独自給付」の補てんの対象に該当し支給申請をする場合はご提出ください(申請済の給付種類は申請不要です)。 該当しない方は提出不要です。

日本赤十字社企業年金基金 御中

様式第 1 号 独自給付支給申請書

## 独自給付の確認依頼及び支給申請書

														提出日	令	和	年	Ξ	月	日
加入	者番号											受給権番	者号							
フリガナ								性						」 (いずれかに○)			男	· 女		
氏	名	•										生年月	日	昭和• 3	平成	満	年歳	月	日生	
		T -												連絡先電話者				,		
住	所	· <u>·</u>										(自宅) —			_					
													(	携帯)	_	_	_			
確認のなお、意	結果、独	自給f なった	<sup>け項目</sup> た場合 <b>当す</b> 成	に該	当し過大な	た場合	はことを受	れを対	支給申 場合に <b>くだ</b>	は、基	ます。 甚金カ	上添付して研 からの請求に	<b>.</b>		する。    毎にこ  年8	ご記入 月~令 年の3	(コピー) 和元年 月対象:	して作成 9月の	<b>対象期間</b> での申請	内での申請。
	一 在高給日は 証 サ 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	<b>令雇</b> ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	<b>用能</b> の設めたい 1 係給 <b>受て 1</b> 名 に給 <b>給</b> だ 音	(注外) おおおう はい あいまたい はんしょう はんしょく はんしょ はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょ はんしょく		き 前 原 の と 補 下 現 高 の と 巻 両 厚 現 高 の と 巻 断 面 厚 な 年 教 断 で 厚 厚 の と 補 雇 後 に 原 厚 の よ 体 に に し か ま か 断 で あ ま か 断 で 厚 厚 の た 体 に に	生年金金	の「国の「国の」のの「国の」のの「国の」のの「国の」の「国の」の「国の」の「国	民年全 金振び   ・	金・厚	まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	【初回申請時保険 支給者 たは「年金都 書(注2)(別済 書)(公共職業 (初回申請時 保険 支給者 たは「年金都 たは「年金都	質変に、	更通知書」の 定通知書」の 定所(ハロー 少) 更通知書」の 定通知書」の	)コピー -ワー/ )コピー	7) 発行(注1)	デ) (泊	里知最年法不たを 2.70 遺変行書 (主書) 1.0 (主) 2.7	E金保手が生命を が生命を 生命を 生命を 生命を 生命を は険えず。 生命を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	金の「国民年金 支給額変更近にない場合厚金 にない場合原金 第:1150)の「第 「マイナ期」コピー をより、 被用者の方は、 後出ください。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
併給 「遺版 中の方 証明1	厚生年系 調整に係 <sup>集</sup> 類…各 管害厚生 系るもの(「	Kるもの E <b>部</b> E <b>年</b> 5	つ の 総 全 金 金 金	)老龄[) 治 <b>龄厚</b> ()老龄[) ()老龄[)	厚生年 (厚生) ( <b>生年</b> 厚生年 厚生年	E金の「 分子金の「 全も伊 E金の「 E金の「	国民 <sup>4</sup> か「年4 十せて 年金i 年金i	F金・J 金振込 受給 証書」 振込通 )障害	<b>享生年</b> 通知に してい のコピー (知書)	を保修 事」のコ いる場合 一(初 のコピ ) 年金(	<b>食 支統</b> コピー  合は、  回申請  の「年:	請時のみ)  結額変更通知  「注記」  「直近の  下記書類で  「時のみ)  「近のもの  金証書」のコ  年金・厚生年	中 <b>書</b> ものご いご	提出くださ 提出くださ - (初回申請	ける	(注3	)		西面、	直近のもの
	证明書類:	…各 1	部							)年金(	の <b>「年</b> :	金振込通知	<b>書</b> 」	のコピー <sup>(注3)</sup>			•			
	受給要件													A			入期間			
	证明書類	[				者配節				)コビ-	_			斉年金・国民 左記書類でこ					年	ケ月

※遺族厚生年金または障害厚生年金をご自分の老齢厚生年金に切り替えた、老齢厚生年金を受給することとなった等、上記該当条件が変わった場合は、独自給付の補てんの対象外となりますので、必ず日赤年金コールセンターにご連絡ください。

(注)平成19年4月1日前において70歳以上の方、または平成14年4月1日において厚生年金基金の第1種退職年金あるいは第2種退職年金の受給権を有していた方は、日赤基金の加入施設に勤務されていても対象となります。